

医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日厚生省発医第117号厚生事務次官通知）及び医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成22年5月31日厚生労働省発医政0531第12号厚生労働事務次官通知）並びに知事が別に定める「へき地医療拠点病院運営事業実施要綱」に基づき医療施設等設備整備事業を実施するものが当該事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 本交付要綱により補助金を交付する事業は、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(1) へき地診療所設備整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、次に掲げる者が行うへき地診療所の設備整備事業

- (ア) 市町村
- (イ) 日本赤十字社
- (ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会
- (エ) 全国厚生農業協同組合連合会
- (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) へき地患者輸送車（艇）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 次に掲げる者が行う患者輸送車及び患者輸送艇の整備事業

- (ア) 市町村
- (イ) 日本赤十字社
- (ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会
- (エ) 全国厚生農業協同組合連合会

イ 知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者が行う患者輸送車及び患者輸送艇の整備事業

(3) へき地巡回診療車（船）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業

(ア) 市町村

(イ) 日本赤十字社

(ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ) 全国厚生農業協同組合連合会

イ 知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業

(4) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村等が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業

(5) へき地医療拠点病院設備整備事業

知事が別に定める「へき地医療拠点病院運営事業実施要綱」に基づき知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業

(6) 遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業

(7) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成30年3月30日医政発0330第6号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき、市町村その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(8) 解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき市町村その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

(9) 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、実施する共同利用施設設備整備事業

(10) NBC災害・テロ対策設備整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施するNBC災害・テロ対策設備整備事業

（11）医療施設非常用通信設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する医療施設非常用通信設備整備事業

（12）病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づき実施する病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

（13）救命救急センター設備整備事業

「大分県救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する救命救急センター設備整備事業

（14）地域災害拠点病院設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する地域災害拠点病院設備整備事業

（15）新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所の開設者が行う協定締結医療機関の設備整備事業

（16）災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業

（17）重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

（18）院内感染対策設備整備事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付額は、国の定める基準に基づき、次の(1)から(2)の方法により算出した額の範囲内とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(1) 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) へき地診療所設備整備事業
- (2) ア及びイ へき地患者輸送車(艇)整備事業
- (3) ア及びイ へき地巡回診療車(船)整備事業
- (5) へき地医療拠点病院設備整備事業
- (6) 遠隔医療設備整備事業
- (7) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業
- (8) 解剖・死亡時画像診断等設備整備事業
- (9) 共同利用施設設備整備事業
- (10) NBC災害・テロ対策設備整備事業
- (11) 医療施設非常用通信設備整備事業
- (12) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
- (13) 救命救急センター設備整備事業
- (14) 地域災害拠点病院設備整備事業
- (15) 新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関設備整備事業)
- (16) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業
- (17) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
- (18) 院内感染対策設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(4) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
へき療地所	医療機器整備費	1 か所当たり 16,500 千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	1 / 2 以内	1 品につき 250,000 円
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	(1) マイクロバスの場合 1 台当たり 2,829 千円 (2) ワゴン車の場合 1 台当たり 1,474 千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	1 / 2 以内 ※ただし、交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号のイに定める事業の場合、	—
	患者輸送艇	1 隻当たり 10,198 千円	患者輸送艇購入費	10 / 10 以内とする	—
へき地巡回診療車(船)	巡回診療車	1 台当たり 1,426 千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機器具購入費	1 / 2 以内 ※ただし、交付要綱第 2 条第 1 項	—
	巡回診療船	1 隻当たり 9,081 千円 (中型の場合は 1 隻につき 24,982 千円)	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機器具購入費	第 3 号のイに定める事業の場合、 10 / 10	—
	歯科巡回診療車	1 台当たり 20,000 千円	歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費 (例) 歯科用ユニット、デジタル X 線装置、オートクレープ、歯科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具	以内とする	—
過疎特定診療地域等	医療機器整備費	1 か所当たり 16,500 千円	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器整備費	3 / 4 以内	1 品につき 50,000 円

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
へき地医療拠点 病院設備	医療機器整備費	1 か所当たり 55,000 千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	10 / 10 以内	1 品につき 250,000 円
	歯科医療機器等整備費	1 か所当たり 27,500 千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費		1 品につき 50,000 円
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	1 か所当たり 次に掲げる額の合計額とする。 1 遠隔病理診断装置 (1) 支援側医療機関 4,598 千円 (2) 依頼側医療機関 14,198 千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 16,390 千円 (2) 依頼側医療機関 14,855 千円 3 遠隔手術指導 5,580 千円 4 オンライン診療装置 2,660 千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	1 / 2 以内	1 か所につき 150,000 円

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
研修実施機関設備 実践的手術手技向上	医療機器 等整備費	1 か所当たり 71,191 千円	実践的手術手技向上研修 実施機関として必要な医 療機器等購入費	1 / 2 以内	—
解剖・死亡時画像診断 等設備	医療機器 整備費	1 か所当たり 1 死亡時画像 診断室整備の場 合 37,180 千円 2 解剖室等設 備の場合 53,700 千円	死因究明のための解剖や 死亡時画像診断、薬毒物 検査の実施に必要な設備 及び医療機器購入費（解 剖台、薬物検査機器、CT、 MRI 等）	1 / 2 以内	—
設備整備事業 共同利用施設	共同利用 高額医療 機器	1 か所当たり 220,000 千円	共同利用施設又は地域医 療支援病院として必要な 共同利用高額医療機器の 購入費	2 / 3 以内	1 品につき 1,000 千円
NBC 災害・テロ対策 設備整備事業	NBC 災 害・テロ対 策用医療 機器等	1 か所当たり 33,762 千円	NBC 災害及びテロ発生 時における災害・救急医 療提供体制整備に必要な 医療機器等の購入費	10 / 10 以内	—
医療施設非常用通信 設備整備事業	通信設備	1 か所当たり 741 千円	災害時における通信手段 の確保を図るために必要 な通信設備の購入費	1 / 3 以内	—

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
共同利用型病院設備整備事業 病院群輪番制病院及び	医療機器	1 か所当たり 次の(1)から(3) により算出され た額の合計額と する。 (1)医療機器 22,000千円 (2)心臓病専用 医療機器 6,285千円 (3)脳卒中専用 医療機器 6,285千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器の購入費	2／3 以内	一品につき 100 千円
設備整備事業 救命救急センター	医療機器	次の(1)から(5) により算出され た額の合計額と する。 (1) 医療機器 ((2) から (5) に 掲げるものを除 く。) 1 か所当たり 256,300千 円 (ただし、30床 未満の場合は、 1床当たり8,470 千円を減額し、 重症熱傷医療を 行う場合は、 1か所当たり 44,000千円	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	2／3 以内	一品につき 100 千円

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
		を加算することができる。) (2)心臓病専用医療機器 1 か所当たり 62,856千円 (3)脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 62,856千円 (4)小児救急専用医療機器 1 か所当たり 62,856千円 (5)重症外傷専用医療機器 1 か所当たり 62,856千円			
地域災害拠点病院 設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 19,224千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	2 / 3 以内	1 か所につき 100 千円
新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関設備整備)	病床確保に係る協定締結医療機関	1) 簡易陰圧装置 1 病床当たり 4,320,000円 2) 検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置) 1 台当たり 9,350,000円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器 (PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッドの購入費	10 / 10 以内	—

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
		3) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400円			
	発熱外来に係る協定締結医療機関	1) 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1 台当たり 9,350,000円 2) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400円 3) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1 施設当たり 905,000円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費	10 / 10 以内	—
災害・感染症医療業務従事者 派遣設備整備事業	医療機器等	1 か所あたり 19,224千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費	1 / 3	—
	緊急車両	1 か所あたり 31,685千円	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費	1 / 3	—

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
診療所の承継・開業支援事業 重点医師偏在対策支援区域における	医療機器等整備費	1 か所当たり 16,500千円	診療所として必要な医療機器等購入費	1 / 2 以内	—
院内感染対策設備整備事業	初度整備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1 か所当たり (1) 50床未満 1,066千円 (2) 50床以上100床未満 1,386千円 (3) 100床以上200床未満 2,243千円 (4) 200床以上300床未満 3,416千円 (5) 300床以上 4,590千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	2 / 3 以内	一品につき 33 千円

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 医療施設等設備整備事業計画書(別紙(1))
- (2) 医療施設等設備整備事業に要する補助金所要額調書(別紙(2))
- (3) 収支予算書(別紙(3))
- (4) 誓約書(別紙(4))
- (5) その他知事が必要と認める書類

- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる事項とする。
- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、速やかに補助事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は速やかに知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿(預金通帳、金銭(預金)出納簿等)及び証拠書類(契約書、領収書等)は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整理保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的にしたがって、効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、規則第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合には、規則第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた場合において、消費税等の申告により当該補助金に係

る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第３号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（11）補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

（12）その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

２ 規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の２０パーセント以内の増減とする。

（補助金の交付決定の通知）

第６条 規則第６条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第４号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第７条 規則第７条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して１５日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第８条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第９条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条 規則第１２条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第６号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（１）医療施設等設備整備事業実績書（別紙（１））

（２）医療施設等設備整備事業に要する補助金所要額精算書（別紙（２））

（３）収支精算書（別紙（３））

（４）設備整備に係る契約書又は見積書の写し

（５）医療器械等の前面及び側面の写真

（６）設備整備に係る検査調書の写し

(7) 領収書又は請求書の写し

(8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類の部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

附 則

この要綱は、平成19年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成30年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和元年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和4年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年度の2月補正予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和7年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。